



# MINIMUM WELFARE GUIDELINES FOR THOROUGHBRED BREEDING

Prepared by the International Federation for Horseracing Authorities, the International Stud Book Committee and the International Thoroughbred Breeders' Federation

Version 1.1 July 2025

## サラブレッド生産における福祉のミニマムガイドライン

国際競馬統括機関連盟 (IFHA)、国際血統書委員会 (ISBC)、国際サラブレッド生産者連盟 (ITBF)  
による文書

Version 1.1 2025 年 7 月

この文書はサラブレッドの繁殖に携わるすべての人に、推奨される最低限の福祉ガイドライン(ミニマムガイドライン)を提供するものである。

**馬の福祉基準の定義**

馬の福祉とは、馬が生存し、死ぬまでの間に置かれる身体的および精神的状態に関することと定義される。馬は健康、かつ快適な状態で、栄養状態が良好であり、また安全な状況下において、痛み、恐怖、苦痛などの不快な状態がなく、身体的および精神的な健全性にとって重要な行動をとることが可能であれば、良好な福祉を享受していると考えられる。良好な馬の福祉には、病気の予防と適切な獣医師のケア、シェルター、管理、栄養、刺激的で安全な環境、人道的な取り扱い、そして必要に応じて人道的な安楽死が必要となる。

馬の福祉に関するミニマムガイドラインを作成する際に考慮すべき事項に、動物福祉の「5つの概念」が挙げられる。これらの概念は最適な、かつ最低限の福祉条件を定義するのに有益であり、馬の福祉において飼養管理、獣医療および騎乗が及ぼす影響を特定することを可能にする。このガイドラインの目的は、不必要な負の経験を減らし、馬が各ライフステージにおいて「生きる価値のある状況」を享受できるようにすることである。5つの概念は以下のとおりである。

1. 栄養 - 十分な水と飼料。飼料はバランスがとれており多様でなければならない。
2. 環境 - 快適で安全な環境。
3. 健康 - 健康とフィットネス。怪我や病気の際には適切な治療が行われなければならない。
4. 行動 - 自然で満足感が得られる行動を取ることが可能な状態。
5. 精神的または感情的な状態 - 環境が快適で、他の動物との社会的な触れ合いや絆の形成が可能であり、馬と人間の絆も深い状態。

## はじめに

国際競馬統括機関連盟(IFHA)は「競馬と生産および賭事に関する国際協約」(IABRW)を発行している。IABRWとは競馬、血統登録に関する管理、馬券の発売に関して、すべての競馬管轄地域に共通して推奨されるべきベストプラクティスを定めた一連の条項、添付資料・別表およびガイドラインをまとめたものである。

IFHAは競馬界全体で優れた規制とベストプラクティスを国際的に推進する役割を担っており、その中で馬自身が果たす中心的な役割、および馬の福祉の重要性を認識している。

また、IFHAは世界各国での動物福祉へのアプローチにおける気候、文化、政治、法律、およびその他の観点からの多様性を認識している。従って、IFHAはその加盟メンバーが競走馬の福祉を保証するために実施すべき競走馬の福祉の一般原則を、それぞれの地域において適切と思われる現地用ガイドラインとして採用している。同様に、IFHAは血統登録機関および生産者を代表する団体が実施する活動に、繁殖用馬、当歳馬および1歳馬、競走や繁殖供用から引退した馬に関する福祉の原則および方針を盛り込むことを目指している。

さらに、IFHAは競馬や繁殖を目的としたサラブレッドの定義や承認、繁殖および競走目的のサラブレッドの国際取引の円滑化に関わるすべての事項について、国際血統書委員会(ISBC)を参照している。また、IFHAは競馬、繁殖および国際取引を目的としたサラブレッドの生産、そして生産者を代表する団体に関わるすべての事項について、ITBF(国際サラブレッド生産者連盟)を参照している。

IABRW の 12 条にはサラブレッドを定義づける主な条件が記載されており、以下の内容が含まれる：

#### A. 資格を有するための条件

1.1: 当該馬は、それぞれが承認されたサラブレッド血統書に登録されている、またはそのいずれかあるいは両方が本協約 13 条に記載の条件のとおり非サラブレッドの血統書から格上げされた父馬と母馬の交配によって生まれたものでなければならない。

2.1: サラブレッドは自然交配、つまり牡馬が牝馬に乗駕した状態でペニスを挿入し、生殖器内に射精した交配の結果でなければならない。

3.1: 妊娠は自然な状態で維持され、誕生する子馬は受胎した牝馬と同じ牝馬から出産されなければならない。つまり、人工授精、胚移植、クローニング、あるいはここに明記されていないその他の遺伝子操作によって誕生した子馬は、国際血統書委員会が承認したサラブレッド・スタッドブックによって承認・登録される資格はないことになる。

4.1: 交配に関する詳細事項については、種牡馬の所有者あるいは公認の代理人によって、サラブレッドであることを認定する血統登録機関が提供または承認する公式の様式あるいは電子システムに記録しなければならない。

#### B. 資格を失する条件

a: 血統登録を受けようとするサラブレッドおよび登録されているサラブレッドの遺伝性ゲノムは、受胎中、妊娠中、またその後のいかなる時期において、いかなる方法でも変更されてはならない。

#### 注意義務(管理における義務)

日々馬を飼養管理する担当者の役割を認識することは重要である。馬を取り扱う者が世話をしている馬の福祉に関する責任を理解し、その責任を受け入れることも極めて重要である。馬の管理に責任を負うすべての者に適切なトレーニングを提供し、馬の世話と福祉に責任を持つすべての人に継続的な進歩とトレーニングを奨励する必要がある。

ほとんどの国では、動物福祉に関する法令に基づき、動物の所有者および飼育者は、永続的または一時的に責任を負う動物に対して法的な注意義務がある。従って、ある人物が動物を所有、または管理している場合には、その者はその動物に対して責任を負うことになる。オーナーが自身の所有する動物を他人に預託する場合には、その飼育者が有能で、緊急時に自身の代わりに行動するのに必要な権限を持っていることを確認することは、オーナーの義務である。動物に対する責任に関しては、その動物の健康と福祉のために必要な事柄を理解し、その世話に関する適切な知識と技術を保有していることが含まれる。

## 目次

<b>1. 健康管理と福祉全般</b>	<b>5</b>
1.1 健康管理全般とバイオセキュリティ	5
1.2 疾病と怪我	6
1.3 適切な牧草地環境	7
1.4 適切な厩舎環境	7
<b>2. 交配管理</b>	<b>8</b>
2.1 交配前の健康管理と福祉	8
2.2 種付施設	9
2.3 安全な交配	9
2.4 交配時における子馬の福祉	10
<b>3. 繁殖牝馬、子馬および出産時の管理</b>	<b>10</b>
3.1 流産と早産	10
3.2 出産に向けた事前準備	10
3.3 出産時のモニタリング	11
3.4 出産後のモニタリング	12
3.5 乳母	13
3.6 繁殖牝馬と子馬のための厩舎施設	13
3.7 子馬のための定期的な肢蹄管理とケア全般	14
3.8 繁殖牝馬と子馬の栄養管理	14
3.9 離乳	14
<b>4. 1歳馬の管理</b>	<b>15</b>
4.1 1歳馬の福祉のための日常管理とケア	15
4.2 適切かつ段階的な馴致方法	15
<b>5. 種牡馬の管理</b>	<b>17</b>
5.1 種牡馬の安全な管理	17
5.2 種牡馬のための厩舎施設と管理	17
<b>6. 繁殖供用からの引退</b>	<b>17</b>
6.1 繁殖供用から引退後の思いやりある人道的な待遇	17
<b>7. 老齢馬や病馬の安楽死と看護</b>	<b>17</b>
<b>8. 輸送</b>	<b>18</b>
8.1 馬の扱い	18
8.2 スタッフ	18
8.3 車両	18
8.4 輸送時間	18
8.5 輸送中の飼料と水の供与	19
8.6 妊娠馬および当歳馬	19
8.7 個体識別	19
<b>付録: 定義</b>	<b>20</b>

## 1. 健康管理と福祉全般

### 1.1 繁殖用馬は常に定期的な健康ケアやバイオセキュリティ上必要な措置を受ける必要がある。

- a) ワクチン接種、寄生虫の駆虫、疾患の有無のモニタリング、さらには適切な衛生管理および適切な隔離は常に実施していなければならない。なお、寄生虫やダニの駆除および駆虫プログラムは、寄生虫の侵入や寄生虫感染リスクを軽減するために、飼養地域の環境に応じて実施する必要がある。これらに関しては獣医師と相談しながら実施することが推奨される。
- b) 各馬の年齢、また妊娠馬については妊娠月齢に応じた駆虫および糞便虫卵数(FWEC)検査プログラムを、獣医師と相談しながら計画する必要がある。また、駆虫を必要とする馬の年齢と妊娠月齢に応じて、適切な駆虫薬を選択するよう注意しなければならない。すべての動物種において、現在使用可能な駆虫薬に対する寄生虫の耐性は増加しており、新しい駆虫薬の開発も目処が立たないことから、馬の寄生虫は今後ますます大きな問題となる可能性が高い。すべての駆虫およびFWEC検査プログラムは、慎重かつ適切な駆虫薬の使用を確実にを行うために、戦略的に計画されるべきである。同様に、パドックの効果的な管理(糞便の定期的な除去や他動物の放牧など)を行い、虫卵の蓄積を最小限に抑えることが重要である。
- c) 獣医師や栄養士が判断した場合を除き、十分かつ良質な飼料(通常は牧草)を給餌するべきであり、さらに必要であれば乾草などの繊維質を追加して補完しなければならない。
- d) 必要に応じて良質の飼料、ミネラル、ビタミンを給餌しなければならない。過剰給餌や過小給餌は避けなければならない。また、疝痛や下痢などの胃腸障害を予防するために、飼料の変更は日数をかけて徐々に実施しなければならない。
- e) 放牧中の群れにおいて、すべての馬が十分な飼料を摂取しているか、また、いじめ行為によっていずれかの馬が十分量の補助飼料を摂取することが妨げられている状況にないかを監視する必要がある。
- f) 採食に関して問題が生じた場合には栄養士に相談し、必要な栄養を確保しなければならない。
- g) 馬の体重や状態を定期的にモニターするとともに、必要に応じてまた可能な範囲内で栄養の専門家や獣医師のアドバイスに従って適切に栄養摂取量を調整する必要がある。
- h) 少なくとも年に一度は、獣医師または専門の馬の歯科技工士による歯の検査を実施し、必要に応じて歯に関する処置を行わなければならない。

- i) 定期的に蹄の状態をチェックした上で、装蹄師や技能を有する者によって蹄の管理が行われなければならない。特に、馬の蹄のバランスや均等に四肢に負重がかかっているかどうかには注意を払う必要がある。
- j) 全ての疾患に関しては、獣医師の助言とサポートを受ける必要がある。
- k) 馬ヘルペスウイルス、馬インフルエンザ、破傷風トキソイド、ロタウイルス、アフリカ馬疫等を含む予防接種に関しては、各地域のガイドラインを遵守し、獣医師の指示や各地域の規則に従って実施しなければならない。
- l) 管理状況によって異なるが、管理馬の健康状態と福祉については、以下の項目に関して定期的にチェックして確認しなければならない。
  - i. 周囲への警戒心と関心について問題ないか
  - ii. 食欲や飲水は正常であるか
  - iii. 尿および便の量や性状は正常であるか
  - iv. 起立時には体重を均等に四肢で負重しているか
  - v. 粘膜はピンク色であるか
  - vi. 体温 (37.5~38.5°C/99-101°F)、心拍数 (36~40 回/分)、呼吸数 (8~15 回/分) が正常であるか
  - vii. 異常行動、不快感、苦悶、発汗、同じ場所を行き来する、など外から見てとれる明らかな異常兆候はないか
  - viii. 目、鼻、臍、直腸および生殖器からの分泌物が確認されていないか
  - ix. 被毛は光沢があり、しなやかで毛並みがそろっているか
  - x. 身体各部に異常な腫脹や発熱がないか
  - xi. 十分な水分補給が行われているか – 通常は皮膚をつまんで 2~3 秒で元に戻る
  - xii. 正常な毛細血管の再充填 (通常は親指を歯茎に押し当てると、ほとんどすぐに色が戻る)
  - xiii. 明らかな骨格の異常、あるいは皮膚の損傷がないか

## 1.2 疾病と怪我

繁殖用馬の飼養管理を担当する者は、基本的なバイタルサイン (正常な行動、体温、呼吸数、粘膜の色など) をチェックし、担当馬の年齢や妊娠の月齢や状態に応じた正常な馬のパラメータに精通していなければならない。これは牧場の獣医師による助言、支援、監督の下で達成されてもよい。さらなる検査は獣医師によって行われる。

感染症の発生が疑われる、または確認された場合、担当獣医師に連絡し、感染症を封じ込めてそれ以上の蔓延を防ぐための措置を直ちに講じるべきである。その場合には、各国および各地域の伝染病予防に関わる法律を遵守しなければならない。スタッフがすぐに必要な行動を取れるように、事前に手順を確立しておくべきである。該当する地域では、競馬賭事賦課公社 (Horserace Betting Levy Board: HBLB) の国際行動規範を参照するのがよい。

すべてのサラブレッド生産者は、獣医師と連携して、正しい届出手順に関する情報を含め、各地域における伝染病予防に関わる法律を遵守して、すべての品種のウマとポニーにおける特定の疾病の予防・管理に努めなくてはならない。

生産牧場に新しく到着した全ての馬は、伝染病を持ち込む危険性がある。すでに繋養されている他の馬の健康を守るために、リスクアセスメントを実施し、病歴のチェックを行い、(適切な検疫を含め)バイオセキュリティ上のプロトコルに従わなければならない。

疼痛を呈する馬や治療を受けている馬は、ストレスや不安を感じることから、扱いにくくなることがある。そのため、気質の変化が認められる場合には、まずは馬が不快な状態にあると想定し、必要に応じて管理担当者、獣医師、装蹄師、歯科医師、理学療法士の支援を得て、不快感の原因を究明するよう努めなければならない。治療を行い良好な結果を得るためには、追加の拘束が必要になる場合もあるが、拘束は必要最小限にとどめ、経験豊富な馬取扱者によってのみ行われるべきである。

鎮静処置は各馬の状態、特に妊娠中の繁殖牝馬においてはその状態を十分に考慮した上で、馬とその取扱者の安全を確保する目的で、馬を治療するために必要不可欠であると獣医師が判断した場合に、時折使用されることがある。

### **1.3 繁殖用馬には適切な放牧地を提供しなければならない。**

- a) 放牧地は安全で視認性が高く、手入れの行き届いたゲートやフェンスが設置されていなければならない。なお、ゲートやフェンスの表面に塗布する木材処理剤や防腐剤は無害なものを使用しなければならない。
- b) パドックやアクセス可能なシェルターは随時点検し、怪我の原因や自由な行動の妨げになるものは取り除かなければならない。
- c) 放牧地や採草地は、その地域に応じた良質で安全な草およびその他の植物を確保できるように管理する必要がある。
- d) 各地域における最適な放牧地や牧草管理を行って、有毒植物、寄生虫、また過放牧や過剰使用を避けなければならない。
- e) 全てのパドックおよび放牧地には、全ての馬が自由にアクセスできる適切かつ清潔な水源が設置されていなければならない。
- f) パドックは急斜面、枝や岩、排水溝などの溝、深い水溜まりなど潜在的な危険が存在しておらず、また蚊の発生原因となる水溜まりがない状態でなくてはならない。

### **1.4 繁殖用馬を厩舎で管理する必要がある場合には、適切な馬房を用意しなければならない。**

生産牧場で繋養される馬は、離乳前の子馬(母馬と一緒に)、1歳馬、種牡馬、繁殖牝馬などその体の大きさは様々である。種牡馬用の馬房は、体の大きな馬がどの方向にも妨げられることなく横たわることが

でき、また移動、ストレッチ、その他通常の行動を取ることができる十分な広さが必要である。また、種牡馬を取り扱う者は、グルーミングをしたり、馬服や馬装具を交換したりする際に、不必要な危険にさらされないように十分なスペースを必要とする。種牡馬は繁殖牝馬や若馬に比べ、馬房で過ごす時間が長いことが多い可能性がある。

- a) 細菌の増殖を予防するために、定期的に厩舎を清掃して、ホコリや呼吸器に対する刺激物質を最小限に抑制するなど換気に注意する必要がある。
- b) 寝糞は毎日乾かして掃除し、汚れた糞はパドックや厩舎から離れた場所に置いておかなければならない。
- c) 馬房内の表面に塗布する木材処理剤や防腐剤は無害なものを使用しなければならない。
- d) 床面は全体的に水平で滑りにくく、水はけが良くなければならない。
- e) 十分かつ適切な敷料を提供し、衛生的環境を確保するために汚れた敷料は毎日取り除き、清潔な敷料と交換しなければならない。
- f) 防火対策は常に実行されている必要があり、すべての馬取扱者が防火対策の訓練を受けていなければならない。

## 2. 交配

2.1 交配前には、繁殖牝馬および種牡馬の健康と福祉のみならず、馬取扱者の安全を確保するためにあらゆる手段を講じる必要がある。

- a) 繁殖牝馬と種牡馬は繁殖に供されるに当たって、身体の健康と精神的な適性の両側から評価されるべきであり、生産者は子馬に競走馬としての適性がなかった場合にどうなるかを考えなければならない。
- b) 生産者は獣医師と協力して、繁殖に関連する特定の病気を予防・管理する必要がある、その過程において獣医師からの助言を求め、「馬の繁殖に関する国際規範」および馬の繁殖に関する各地域のガイダンスを参照するべきである。
- c) 繁殖用馬の生殖能力と健康状態全般が正常であることを確認し、さらに受胎する可能性を最大限に高めるために、牝馬および種牡馬について綿棒によるスワブ検査や血液検査を実施して感染症等に罹患していないこと、またワクチン接種が最新であることを確認するなどの臨床獣医学的検査を実施する必要がある。
- d) 必要に応じて、牝馬の自然な繁殖周期の管理をサポートするために獣医師による処置が行われることがある。交配前の繁殖周期の管理を試みる際には、牝馬の福祉を考慮する必要がある。

- e) 一般的な健康検査や獣医師による治療は、安全で囲まれた場所で、馬と馬取扱者のストレスや怪我を避けるために、経験豊富な馬取扱者の保定のもと実施しなければならない。
- f) 生産者は交配の前に牝馬が発情期にあるかを確認し、種牡馬を受け入れる状態にあるか、そして交配および受胎が可能な発情適期であるかどうかを的確に判断しなければならない。
- g) 繁殖未供用の牝馬の場合には、交配前に試情馬と自然な関係を構築できるよう考慮しなければならない。その際、試情馬は交配することなく牝馬に寄り添ったり、あるいは乗駕し、未供用牝馬の初めての交配の準備が可能となる。
- h) 種牡馬の疲労を避けるために、種付スケジュールは十分な配慮を持って管理する必要がある。

## 2.2 種付施設は馬取扱者、繁殖牝馬、そして種牡馬にとって安全でなくてはならない

- a) 種付施設は面積と高さが十分に確保された広さで、構造と素材が安全で、特に出入り口付近は交配時に馬や馬取扱者が安全かつ自由に行動できる環境でなくてはならない。
- b) 交配は滑りにくく、かつ平らな床材の上で行わなければならない。
- c) 交配は埃が最小限に抑えられた環境下で行わなければならない。

## 2.3 種付は、馬および馬取扱者にとって安全に行われる必要がある

- a) 馬取扱者、繁殖牝馬および種牡馬の保護、安全および福祉のために、種付時はあらゆる保護手段を講じる必要がある。
- b) 種付施設内の環境、また馬取扱者の態度は種付開始前から種付中、種付終了後までの間、できるだけ静かで落ち着いた状態でなければならない。
- c) 種付施設で働く馬取扱者は種付に関する訓練を受け、経験を積んでいなければならない。また、安全確保の観点からヘルメット、保護ベスト、靴/ブーツの着用を検討する必要がある。
- d) 種付時には、少なくとも1人の馬取扱者が全体を監督し、1人の馬取扱者は繁殖牝馬を保持し、1人の馬取扱者は種牡馬を保持する必要がある。
- e) 種牡馬は種付場に誘導され種付を行っている間、普段からグルーミング、給餌、世話をしている馬取扱者、あるいは種牡馬の取り扱いに精通した有能な馬取扱者によって取り扱われなければならない。

2.4 子付きの繁殖牝馬、あるいは乳母が種付される際には、子馬の福祉が十分に配慮されないといけない。

- a) 交配前に、何が母馬と子馬にとって最良の福祉になるか、また子馬を母馬と一緒に種付所に帯同させるべきか、決定しなければならない。
- b) 子馬を母馬と一緒に種付場に帯同させる場合には、繁殖牝馬から見える範囲の中で、またできれば安全で閉じられた空間内で、経験豊富な馬取扱者によってしっかりと保持されなければならない。

### 3. 繁殖牝馬、子馬および出産

#### 3.1 流産と早産

- a) すべての流産胎子は国際的な行動規範、あるいは各地域で規定されているガイドラインに則って、死後の検査が行われなければならない。流産の一般的な原因には、馬ヘルペスウイルス (EHV-1)、馬羊膜炎や胎子喪失 (EAFL)に起因する胎盤炎、また臍帯が非常に長いあるいは捻転していることに起因する胎子への血流障害などがある。
- b) 出産馬房および流産が発生した馬房は、徹底的に消毒剤で清掃する必要がある。EHV-1 などのウイルスに起因する流産は、早期の対応がその後の拡散あるいは制御に多大に影響することから、生産牧場はバイオセキュリティ上のプロトコルを制定しておくこと、消毒剤と使い捨ての PPE (個人用保護具)の在庫を確保しておくこと、そしてスタッフが流産時の正しい手順について訓練を受けているよう努めることが極めて重要である。担当の獣医師に相談し、国際行動規範や現地のガイドラインに記載されているようなバイオセキュリティ手順に従う必要がある。
- c) 妊娠 300 日齢から 320 日齢の間に生まれた子馬は未熟児と定義される。これら未熟子の生存は、集中的な治療を受けられるかどうかによって左右されると考えられる。
- d) 牝馬の正常な妊娠期間は 330 日から 345 日であるが、それ以降も正常な子馬を出産することが可能であり、毎年のように妊娠 360 日齢以上で出産する繁殖牝馬もいる。なお、妊娠期間が長くなると胎盤の病変が起こりやすくなり、それに伴って子馬が危険な状態にさらされる可能性がある。その際には、獣医師の診断および治療が必要となる。

#### 3.2 妊娠馬の出産前には適切な準備をしておく必要がある。

- a) 妊娠馬は経験豊富な馬取扱者によって十分に監視される必要がある。また、獣医による検査は、妊娠馬、獣医師、その他関係者が怪我をしないような場所や床面で行わなければならない。
- b) 出産前に毎年同じような行動パターンをとる妊娠馬は多いため、出産時の記録は非常に有用な情報である。

- c) 妊娠馬の乳房の発達程度を定期的に観察し、特に早期の漏乳がないかどうかを確認して、いつ妊娠馬を出産馬房や出産用パドックに移動させるか判断する必要がある。いずれにしても、出産予定日の前に出産馬房や出産用パドックに移動させるべきである。
- d) 初乳に十分な濃度の IgG 抗体が含まれていることを確認するために、出産後は直ちに検査を実施する必要がある。
- e) 必要になった場合に備えて、初乳および血漿の代用物はすぐに利用できるように準備しておかなければならない。
- f) 出産馬房は暖かく、衛生的で十分な深さの敷料が確保されていなければならない。また、子馬が怪我をする恐れのある金具などがないことも重要である。地域によっては、安全な柵で囲まれ、良質な牧草によって十分に覆われた屋外の出産用パドックであれば、出産馬房の適切な代わりとなる。
- g) 出産を迎える妊娠馬は常に監視下に置かれなければならない、そのために馬取扱者は、獣医師に連絡をとることを含め、いつでも対応できるようにしておく必要がある。
- h) 馬取扱者は分娩の 3 つのステージ(付録 1 の「定義」を参照)を把握し、妊娠馬の異常行動、馬房内歩行の増加の様子、発汗、不快感の兆候に関して定期的に確認しなければならない。

### **3.3 妊娠馬は分娩時には、常時、監視しなければならない。**

- a) 分娩が始まる際には、出産に対応した経験がある馬取扱者が立ち会う必要がある。
- b) 多くの妊娠馬は、分娩の第 2 段階と第 3 段階の間に少し落ち着く場合があるが、子馬の前肢と鼻端が確認でき、分娩馬がいきんでいない限り、この落ち着いた状態は正常な行動である。
- c) 馬取扱者は常時、様々な事態に対応できるように備えておく必要がある。分娩のステージ 2 における激しい陣痛が始まってから 10 分が経過しても胎子の前肢や頭部が娩出される兆候が認められない場合には、可能であれば分娩に精通している専門家あるいは獣医師による診察が必要である。
- d) サラブレッド種の分娩の第 3 段階は、他の動物種と比較して迅速に進行することが多く、ほとんどの分娩時に、新生子馬の前肢を引っ張るといった娩出介助は必要としない。
- e) 分娩を迎える妊娠馬を取り扱う際には、妊娠馬(特に未経産馬)、子馬および馬取扱者の福祉と安全を最大限に考慮し、細心の注意を払ってできる限り冷静に取り組まなくてはならない。
- f) 分娩の間、つまり、分娩初期の兆候から分娩終了までの期間は、分娩や分娩時のトラブルに対する対応について経験と訓練を積んだ馬取扱者が常時、その過程を観察していなければならない。

### 3.4 分娩後も母馬と子馬のことは注意深く観察しなければならない。

- a) 分娩後は、分娩による体力の消耗等から母馬を回復させるための時間がある程度必要である。母馬が立ち上がって臍帯が切れた後(通常は新生子が娩出されてから数分以内)、母馬と子馬の絆が自然に構築されていない場合には、絆を促進するためのサポートが必要である。また、胎盤排出後は色、大きさ、重量をチェックするとともに胎盤が完全である(欠損がない)ことを確認しなければならない。
- b) 新生子は娩出から 40~60 分以内に立ち上がり、娩出から概ね 90 分以内で哺乳を開始するのが通常である。
- c) 新生子は娩出から数時間以内に十分な量の良質な初乳を摂取することが、生存するために不可欠である。新生子は出生時には抗体をほとんど保有しないため、娩出から数時間以内に専門家(可能であれば獣医師、あるいは血清 IgG 濃度の測定の経験が豊富な人物)に依頼して子馬の血清サンプルを採取して新生子の血清 IgG 濃度を測定する必要がある。
- d) 初乳および血漿の代替物は、必要な場合にすぐ利用できるように準備しておかなければならない。
- e) 出産後すぐに母馬の初乳中の IgG 濃度が十分であることを検査して確認する必要がある。出産後の母馬の初乳の質は屈折率計を用いて測定することができる。この測定値が 20%未満であった場合には、ドナーの初乳を哺乳瓶で、あるいは子馬に吸乳反射がない場合には、獣医師が経鼻胃カテーテル処置によって初乳を給与することができる。
- f) ドナーの初乳は生後 12 時間までの間に給与すべきである。初乳中に産生される抗体は、母馬の飼育環境に特有のものであるため、ドナーが提供する初乳は通常、IgG 濃度が高く、理想的には同じ場所で子馬を産んだ別の繁殖牝馬から採取する。初乳を冷凍保存している場合には、徐々に解凍する必要があり、電子レンジでの解凍や、過熱は禁忌である。
- g) 同じ母馬の子馬が過去に溶血性貧血を起こした履歴がある場合にも、子馬に対して生後 48 時間は哺乳すべきではないため、ドナーの初乳が給与される。
- h) 血清 IgG 検査において、母馬からの初乳免疫の移行が不十分であると診断された子馬、あるいは生後 24 時間以内に母馬から哺乳を受けられなかった子馬は、免疫力を高めるために、獣医師によって高免疫血漿の輸血を受けることがある。
- i) 馬取扱者は分娩後の母馬は子馬を守るために攻撃的になる場合があることを予測していなければならない。また、馬取扱者は母馬が子馬に対して攻撃的になったり、子馬を拒絶する兆候を見せていないか注意を払わなければならない。
- j) 子馬は経験豊富で十分な訓練を受けた馬取扱者によって慎重に取り扱われなければならない。新生子を検査する際には、馬取扱者が前方と後方から優し支える必要がある。また、新生子を保定する際には、常に母馬から完全に見えるように母馬の傍で保定しなければならない。子馬が頭絡を完全に受け入れるまでは、このような取り扱い方法を維持すべきである。

- k) 立ち上がった子馬が授乳しない場合は、子馬を母馬の乳頭に近づけて授乳を促さなければならない。
- l) 母馬が起き上がらないために子馬が授乳できない場合は、子馬を落ち着かせて安全を確保してから少なくとも2名の馬取扱者で母馬に近づけて授乳を促さなければならない。ひとりには母馬の頭部付近に立ち、もうひとりには母馬を保定している馬取扱者と同側に立って、子馬を乳頭に誘導して授乳を促す。
- m) 子馬との絆を深めるのに時間を要したり、子馬を拒絶するような様子が見られる母馬については、常に注意深く観察し、育子放棄や拒絶が起きないように注意しなければならない。母馬が子馬との絆を深めることを促すために、経験豊富な馬取扱者によるサポートが必要な場合がある。母馬が子馬を攻撃した場合は、直ちに子馬を母馬から引き離すべきである。
- n) 出産後 24 時間以内に母馬と新生子は獣医師の診察を受けるべきである。

**3.5 母馬が死亡したり、子馬を拒否したり、十分に子馬に母乳を与えられない場合には、可能な限り早急に(獣医学的に健康状態がスクリーニングされた)乳母を探さなければならない。**

- a) 孤子に対して乳母を導入するまでの間、子馬には初乳の代替物を含めて水分を補給しなければならない。
- b) 乳母を子馬に導入する際には、子馬が何度か授乳し、さらに乳母が子馬を完全に受け入れるまで監視する必要がある。これには 1 週間程度要する場合がある。
- c) 乳母となる繁殖牝馬と導入する子馬との間に十分な絆が形成されるまで、最初は乳母にフードを被せたり、後肢に足枷を装着することもある。必要な場合は、獣医師によって乳母に対する鎮静を行うこともある。
- d) 母馬と子馬の健康状態が良好であり、母馬が子馬を完全に受け入れているか、自然に受け入れる可能性がある場合は、人為的な乳母の導入を行うべきではない。

**3.6 母馬と子馬のための適切な馬房を用意しなければならない。**

- a) 生後概ね数日間は、母馬と子馬は小パドックや、寒冷地においては必要に応じて馬房で飼育する必要がある。
- b) 母馬と子馬の健康状態に応じて、生後概ね数日間小さなパドックで過ごした後は、小頭数の群れ(子馬は月齢の近いもの同士)の中で飼育することが可能となる。
- c) 馬房内は自由に移動ができ、母馬と子馬の双方が横たわることができるような十分なスペースが必要である。また、風通しがよく、天井に接触しないような十分な高さがなければならない。壁面や床面には、怪我の原因になり得る突起物や付属物がないように注意しなければならない。壁、床面、また飼桶や水桶などの備品は、馬が怪我をしたり、自由な行動を阻害されないように配置されていないなければならない。

### **3.7 母馬と子馬の定期的な蹄のチェックと管理を行う必要がある。**

- a) 子馬は装蹄師あるいは経験豊富な馬取扱者によって定期的に肢蹄のチェックを実施する必要がある。特別なフットケア・処置が行われている子馬は、より頻繁にチェックする必要があり、装蹄師のアドバイスを受ける必要がある。
- b) 子馬の成長の状態は定期的に確認する必要がある。
- c) いずれの子馬についても、また妊娠 310 日齢以前に生まれた子馬や、成熟していないように見える(例えば、絹のような毛、垂れた耳、ドーム状の額、眼瞼の内反が見られる)子馬については特に、可及的速やかに肢勢の異常の有無をチェックし、必要な矯正処置を行わなくてはならない。

### **3.8 母馬と子馬に適切な栄養を与えることは重要である。**

- a) 母馬と子馬に適切な量、質、そして種類の飼料を給餌する必要がある。栄養の専門家や獣医師に相談し、適切な栄養量が摂取できているよう確認しなければならない。
- b) 母乳の摂取量の減少による影響を軽減するため、子馬には離乳の前に固形飼料を食べ始めさせるべきである。

### **3.9 離乳は馬と馬取扱者の健康と安全を確保しつつ、母馬と子馬のストレスを最小限に抑える方法で行わなければならない。**

- a) 離乳の時期は母馬と子馬の行動や子馬の発育を十分に観察して、母馬と子馬のことを最優先に考えて決定しなければならない。
- b) 放牧地内の群れから離乳させる場合には、平静を保った状態で可能な限り群れを早急に落ち着かせるような方法で実施しなければならない。
- c) もし群れに属していない母子がいる場合には、離乳前の十分な期間、他の母子または適切な他馬(例えば、引退した繁殖牝馬や去勢馬)と一緒に過ごさせる必要がある。馬は群れで生活する動物であるため、子馬は決して 1 頭単独で離乳させるべきではない。
- d) 「パドック離乳」とは、母馬と子馬の群から母馬を順次 1 頭ずつ(1 日に 1 頭または 2 頭ずつ)移動させ、最終的に「子守り役」となる母馬が 1 頭残るまで離乳させる方法である。この方法は、子馬が群れの中での順位付けとそれぞれの関係が十分に保たれた既知の仲間と一緒にとどまるため、子馬にとって最もストレスが少ないと思われる点で非常に好ましい。
- e) 母子は離乳前と離乳後に監視する必要がある。特に子馬は離乳後に十分な飼料を摂取しているかどうかを確認する必要がある。
- f) 子馬は抵抗すると、転倒して受傷する可能性があるため、生後間もないうちは子馬の頭絡を引っ張るべきではない。

#### 4. 1 歳馬

##### 4.1 1 歳馬の福祉のための日常的な管理とケアが行われていなければならない。

- a) 1 歳馬を取り扱う際には、経験豊富な管理者が監督し、スタッフには承認された防護具が提供されなければならない。
- b) 1 歳馬の成長に則した成長率やボディーコンディションを維持するために、1 歳馬の栄養や給餌に関して必要な指導を専門家や獣医師から受けるべきである。
- c) 1 歳馬には放牧を行い、社会集団に溶け込むようにパドック(放牧地)を使用させるべきである。適切な運動を実施することなく、長時間馬房内に閉じ込めておくと刺激が不足して、馬房内での旋回、熊癖、さく癖などの常同行為(悪癖)を誘発する可能性がある。
- d) 1 歳馬は栄養吸収低下、疼痛、口腔内の裂傷を避けるために、特に 18 ヶ月齢頃に上下の頬の臼歯が尖っていないか、獣医師または馬専門の歯科技工士によって定期的な歯のチェックを行うべきである。さらに、この時期に生え始める狼歯には特に注意を払わなければならない。狼歯は長期に渡って不快感の原因となり得るため、抜歯するかどうかを決める必要がある。
- e) 1 歳馬は通常の手扱いを可能にするために、頭絡はきつすぎず、また緩すぎてバックルを外していない状態でも外れてしまうことがない適切なサイズのものを使用する必要がある。また、頭絡は成長に合わせて快適さと安全性を確保するために頻繁に調整しなければならない。

##### 4.2 1 歳馬を教育するためには、セリ馴致や騎乗馴致を含めた基礎的なトレーニング (foundation training) などを通じて、正の強化 (Positive Reinforcement) と報酬に重点を置いたトレーニング法による適切かつ段階的な訓練を実施する必要がある。

- a) セリ馴致、つまりセリ上場までの 1 歳馬の管理プログラムは、それぞれの馬がセリ上場時において最適な身体および精神状態になるように計画を立てる必要がある。
- b) セリ上場に至るまでの 1 歳馬の管理は、運動や馴致を通じて身体および精神的な能力をゆっくりと発達させるように構成されるべきであり、セリ馴致の内容や期間は各馬の身体的および精神的な発達を考慮して調整されなければならない。
- c) 1 歳馬にとってセリ馴致は、常にポジティブな経験でなければならず、手入れ、引き運動、ランジグ、ロングレイニング、ドライビング、そして可能であればウォーキングマシーンを使用するなどの馴致を行い、セリ上場や競走馬としての将来に向けて準備する必要がある。
- d) 1 歳馬の日常的な運動プログラムは、馬が自信を持って行動できるようになるまで、セリ上場に向けての準備期間を通してゆっくりと進めていくよう心掛けなければならない。
- e) 1 歳馬は 20 ヶ月齢頃から騎乗馴致を含めた基礎的なトレーニング (foundation training) を開始する。これは出走に向けての調教へと続く継続的な過程となる。

- f) 馬と人との絆を深めた上で、1歳馬を扱う馬取扱者は、福祉の良し悪しの指標となる多くの行動上の合図を認識できるようにし、また、馬が快適に、そして自信を持って馬取扱者と共に課題に取り組むことができているかどうかを認識できるように心がける必要がある。この取り組みは以下の方法によって強化する必要がある。
- i. 馬との接触を定期的かつ一貫したものにより、個々の1歳馬の行動に精通する。
  - ii. 行動を観察するために1歳馬と毎日交流する。
  - iii. 1歳馬の福祉に関心を持ち、共感する姿勢を続ける。
  - iv. 運動、給餌、休息などのスケジュールをルーティーン化する。
  - v. 様々な環境の変化に対する課題に取り組んだり、やりがいのある行動をとることができるよう選択肢を与える。
  - vi. 正の強化と報酬(積極的に好ましい行動を褒めて同じ行動を繰り返させる)を通して段階的な馴致教育を行うことで、適切で一貫性のあるトレーニングを実施する。
- g) 騎乗馴致を含めた基礎的なトレーニング (*foundation training*)が進むにつれて、1歳馬のケアにおいてはその福祉や心身の状態を最適化する必要がある、これを達成するには以下のような方法がある。
- i. 心地の良い感覚をインプットする。
  - ii. 馬にとって魅力的な活動をさせる。
  - iii. 馬の馴致は、好ましい行動を褒めて同じ行動を繰り返させる教育訓練法を用いた段階的なトレーニング方法に基づいて実施する。
  - iv. 自発的で自由な行動の機会を提供する。
  - v. 様々な環境の変化に適応する機会を提供する。
  - vi. 放牧地での採食の機会を提供する。
  - vii. 他の馬や人との絆を深める機会を提供する。
  - viii. 遊びの機会を提供する。
  - ix. 安全な空間を利用し、退避したり、防衛的に活動する機会を提供する。
  - x. 十分な睡眠と休息を確保できるようにする。
- h) 馬に以下のような行動が見られた場合には、最低限の福祉が満たされていない可能性があるため、条件やトレーニングを再評価し、修正する必要がある。
- i. 馬房内旋回や熊癖、さく癖などステレオタイプな行動、繰り返し行われる行動、あるいはストレスに関連した行動。
  - ii. 課題実施時や取り扱い時に抵抗したり、協力しないような行動。
  - iii. 無気力や疲労感を示す行動。
- i) 生産者、調教師、馬取扱者にとって馬が健康で意欲的であることは非常に重要なため、定期的に以下の項目について1歳馬の精神状態を確認する必要がある。
- i. 適切な周囲への警戒心、および馬取扱者との関係性を示していること。
  - ii. 課題実施時の意欲。
  - iii. 慣れた環境下で自信および落ち着きを示していること。
  - iv. 不安、恐怖、疼痛、怒り、不満などの兆候が認められないこと。
- j) 1歳馬には以下について最低限の福祉条件が提供されるべきである。

- i. 馬の管理において栄養面、環境面、健康面および行動面での必要条件が満たされている状態。
- ii. ポジティブな経験ができる機会が提供されている状態。

## 5. 種牡馬

### 5.1 種牡馬は経験豊富な馬取扱者によって細心の注意を払って管理されなければならない。

- a) 種牡馬管理には、(他の馬とは異なる)特有の課題や安全上のリスクが存在するため、種牡馬を取り扱う際、あるいは種牡馬の近くにいる時には、常に細心の注意を払う必要がある。
- b) 種牡馬の運動、給餌、手入れ、治療、交配などを行う際には、可能な限り同一の馬取扱者が扱うべきである。
- c) 放牧地内でフェンスに沿って行き来をしたり、馬房内で旋回したりすることを含め、種牡馬の行動は注意深く監視する必要がある。

### 5.2 種牡馬の管理には特別な設備とケアが必要である。

- a) パドックは種牡馬が自由に走り回るのに十分な広さが必要である。
- b) パドックのフェンスや出入口は丈夫で安全なものでなければならず、パドックからの脱柵を防止するために十分なフェンスの高さが必要である。
- c) 種牡馬は良好なコンディションとポジティブな精神状態を維持するために、定期的に運動させる必要がある。

## 6. 繁殖供用からの引退

### 6.1 飼養者やオーナーは馬を繁殖供用から引退させるに当たって、それらの馬が思いやりを持って、かつ人道的に扱われることを保証する責任がある。

- a) 繁殖供用から引退する馬にとって最良の結果が得られるために、引退前からその後の計画を立てておく必要がある。
- b) 血統登録機関は馬の継続的な追跡可能性と生涯の終わりにおける結末(end-of-life outcome)の把握を実現するために、馬の恒久的な識別を可能にする登録手続きの構築に努めるべきである。

## 7. 老齢馬や病馬の安楽死と看護

適切に実施される安楽殺は場合によっては、最も人道的で動物福祉的に最善の結果をもたらす選択肢になり得ると認識される。これは例えば重度あるいは慢性的な怪我を負った馬や提供されるケアが十分ではなく、長期的な痛み・苦痛が結果として予想されるような馬の場合である。

## 8. 輸送

輸送期間中、サラブレッドの繁殖用馬、およびせりに移動するその産駒は、怪我やその他健康上のリスクから完全に保護されていなければならない。車両は安全で、換気が良好で、高い水準で管理され、定期的に消毒されている必要があり、また十分な能力がある者が運転しなくてはならない。また、馬を管理できる有能な取扱者が常に同行していなくてはならない。さらに、以下を定めるものとする：

### 8.1 馬の扱い

全てのサラブレッド繁殖用馬とその産駒は良好な扱いを受け、また輸送の前に引手、無口頭絡での扱いに慣れ、優しく制御されることを受け入れられる状態である必要がある。これは、繁殖牝馬、当歳馬、1歳馬、さらに年齢の高い産駒、全てに同様に当てはまることである。

### 8.2 スタッフ

運転手は輸送経路の計画、輸送時間、休憩などについて、その国のあるいは関連する複数国（EU など）の法律に従うものとする。サラブレッド繁殖用馬およびその産駒に同行する馬取扱者は、それが通常の業務の一部であるか、専門の職業（プロの輸送グループのような場合）であるかに関わらず、馬の輸送について経験豊富でなくてはならない。

### 8.3 車両

全ての車両は、競馬および馬術競技に関わるエリート（ハイクラスの）馬の輸送に使われるものと同等のものでなくてはならない。低い積み込み用ランプがあり、車両内およびランプの床面がすべり止め素材となっていること、また車両内にはあらゆるタイプの繁殖用馬とその産駒を運ぶ上で十分な空間を確保できるパーティションが設置され、このパーティションは必要に応じて動かして空間を狭めて水平方向へのサポートを提供することもできるつくりになっていること、といった条件が要求される。また、換気についても受動的（窓や天窗の開放）あるいは能動的を問わず十分な条件が満たされていなくてはならず、必要に応じて補助的に使用できるファンが用意されている必要がある。

換気方法を選択するに当たっては、周囲の外気温が暖かい、あるいは暑い場合は、移動中の車両内部の温度は通常、外気温よりもかなり低いことを考慮されたい。同様に、周囲の外気温が非常に低い場合は車両内部の温度は外気温よりも通常、かなり高いと考えられる。車両は、標準的なハイクラス馬の輸送の慣習に習い、気温が高い状態で国境であるいは港でのフェリーの待機などのために停止している場合、積み込みランプを下げた換気を向上させることができる構造でなくてはならない。また、車両が動いていても、あるいは停止していても、スタッフがいつでも全ての馬にすぐに接近できる構造になっていなくてはならない。輸送が行われるごとに、車両の入念な清掃・消毒が必須である。

### 8.4 輸送時間

通常の輸送時間は一泊の休憩を挟まない限り、8～12 時間を超えないものとする。ただし、車両内の空間を広げて、馬房に収容するのと同程度に自由に動ける状態（一種の「loose stall（解放馬房）」と言えるような状態）にした場合は、この時間は延長できることとする。計画していた輸送時間を超えての輸送は、交通事故による遅延、国境やフェリーの出港地での待機やその他予測できない事態によって起きる

ことがあり得る。そのような場合、不慣れな場所での積み降ろしやバイオセキュリティ面でのリスクを冒すよりは、そのまま輸送を続ける方が好ましいことも考えられる。輸送の途中の休憩に使用する施設は、出発地および到着地それぞれの施設と同様の水準の繋養施設を備えている必要がある。

### **8.5 輸送中の飼料と水の供与**

輸送中は、定期的に、かつ 3～4 時間を超えない間隔で水を提供することが必要である。乾草は、各馬がパーティションで別れている場合はネットを使って、あるいは仕切りがないような(open stall)状態の場合は床に置いて、適宜与えることとする。

### **8.6 妊娠馬および当歳馬**

妊娠第三期の繁殖牝馬、および子付きの繁殖牝馬は、子馬が横たわり、繁殖牝馬がバランスを維持するのに十分なスペースを確保する(多くの場合、後肢で体を預ける)ために、ダブルストールで繋がれていない状態で輸送を行うことができる。子馬を輸送する際は、子馬が快適に横たわれるように、ストールの床を敷料で覆わなければならない。妊娠後期の繁殖牝馬は、繋養されている施設で出産に関連した必要な専門的ケアを提供していないあるいは提供できない場合、専門の出産用施設まで比較的近距離であれば輸送することができる。

### **8.7 個体識別**

全てのサラブレッドは、DNA 検査、画像による識別、そして細工不可能なマイクロチップを基に、血統登録機関に登録されており、その馬固有の識別番号を与られている。また、該当する機関の管轄下の場合、各馬のパスポートは、移動の際にその馬と一緒に携帯され、ワクチン接種の証明も記載されている。さらに、サラブレッドの繁殖用馬は馬伝染性疾病の抑制のための国際行動規範(International Codes of Practice)に準拠して取り扱われることとなっている。これらの情報を記録した媒体として、e-パスポートが開発されており、その使用は拡大しつつある。これらのパスポートは、全ての統括機関によっていつでも、輸送の前あるいは後また道中でも、あるいはどのような輸送の途中の国境やフェリー港においても、検査可能となっている。

## 付録1:定義

流産	妊娠 300 日齢未満の胎子を娩出すること。一般的に妊娠 300 日齢未満で娩出された胎子は、生存することは極めて困難と考えられている。
馬房内ウォーキング (旋回癖)	馬が馬房内を常歩で回転して行う特徴的で反復的な運動。これを行う馬は閉鎖された場所の側面に沿って歩き回り、この運動に夢中になる傾向があり、止めることが困難になることがある。
ブラッシングブーツ/ オーバーリーチブーツ	運動中や放牧中など、馬が速いペースで動いている時に四肢をぶついたり踏みつけたりすることによる怪我を防止する目的で四肢に装着するプロテクター。
チフニー	革製のヘッドピースに取り付けられたリング型のハミのことであり、無口頭絡の代わりに使用される。角度や圧力によっては、スナッフルなどの従来のハミよりも強い効果があるため、経験豊富なスタッフのみが使用することが推奨される。
初乳	出産後に乳腺から最初に分泌され、抗体が豊富に含まれている乳汁。
交配	牡馬が牝馬に種付すること、つまり、牡馬が牝馬に乗駕して陰茎を挿入して牝馬の生殖器内に精液を射出すること。
クリブバイティング (さく癖)	厩舎の扉や柵のレールなど固いものを切歯で引っ掛け首を反らせ、頸の下の筋肉を収縮させて喉頭を引っ込める悪癖。
ドライビング	初めての騎乗を行う前に手綱の反応やハミの装着に慣らすことを目的として、ハミに連結した2本のランジングレーン(調馬策)を使用しながら馬の後ろを歩いて行う常歩運動。
フライマスク	ハエが馬の顔に当たったり、眼部の炎症や感染症の原因になることを防ぐため、馬の顔、目、時には耳をハエから保護する馬具。マスク、フード、フリンジ等さまざまなスタイルがある。フライマスクを装着する場合には、毎日外して、顔の擦り傷の有無や目の健康状態をチェックしなければならない。
フォールアットフット	母馬と一緒に行動し、授乳期にある子馬。
出産馬房	出産の様子を観察するために全貌が観察できる構造になっていて、出産に十分な広さの通常よりも大きい出産専用馬房。(5m×5m よりもの広いものが推奨される。)
出産用パドック	出産のための小さなパドック。

<b>乳母(代理母)</b>	母馬が母乳を与えることが困難な状態であったり、病気、怪我、気質、死亡などの理由によって、自身の子馬を育てることができない場合に、子馬を世話して育てるために連れてこられる牝馬。
<b>ファンデーション トレーニング</b>	馬が落ち着いて背中に人を騎乗させることを許容し、出走に向けての調教を開始するための馴致過程。
<b>放牧用口かご</b>	減量プログラムのために採食制限を行っている馬の場合、運動と他の馬との接触を確保しながら放牧草の摂取量を減らすために口かごを装着することがある。装着時間は1日12時間以内として、口かごを外す場合は、放牧地ではない場所で、水に浸した乾草(低タンパク質含有量の乾草を推奨)などの代替飼料を与えなければならない。口かごは定期的に洗浄し、毎日、馬の唇や鼻孔に褥瘡や擦傷がないかチェックしなければならない。
<b>IgG 検査</b>	子馬の血液中の抗体(IgG:免疫グロブリン)の種類レベルを測定する検査。抗体(IgG(免疫グロブリン))はタンパク質の構成要素で、免疫系が感染症抑えるために生成される物質である。
<b>ロングレイニング (ダブルレーン)</b>	2本のランジングレーン(調馬策)を使用して実施するランジングで、そのうち一本のレーンを馬の外側を周る形で保持して、常歩、速歩およびキャンターを実施する運動。
<b>ランジングホイップ (追い鞭)</b>	馬が丸馬場で運動する際に、運動する円の大きさと形を指示するとともに、より速い歩法に移行を促すために使用される長い鞭(追い鞭)。追い鞭は御者の声による指示をサポートするために、指差しまたはフリックする動きで使用する。
<b>ランジング (調馬策運動)</b>	頭絡につないだランジング用のロープ(調馬策)を使用して、大きな丸馬場の中で実施する円運動。
<b>繁殖未供用牝馬</b>	一度も交配したことがなく、子馬を産んだことのない牝馬。
<b>鼻ねじ</b>	馬を制御するために鼻端を捻じるための短いひも。牝馬が急に前進したり蹴ったりするのを防止する目的で使用。使用するひもは鼻を傷つけないような適切な素材でなければならず、鼻端以外に必要してはならない。
<b>発情期</b>	発情周期において牝馬が排卵し、交配すれば妊娠する可能性が高い時期のこと。また、発情期は牝馬が牡馬を受け入れる時期でもある。
<b>ポジティブ エンカレッジメント</b>	馬が要求された行動をとった際に声や愛撫で褒める方法。

<b>分娩のステージ</b>	<p><b>ステージ1</b> :子宮の初期収縮が始まる。なお、このステージが続く時間は個体によって異なる。牝馬は興奮しているように見えたり、発汗したり、起立横臥を繰り返したり、馬房内を歩き続けたり、前搔きをしたり、寝返りを打ったり、通常とは異なった行動をとったり、不快な表情を見せたりする。</p> <p><b>ステージ2</b> :尿膜絨毛膜が破れて強い腹腔収縮が起こり、新生子が娩出される。正常な分娩は破水から 20 分以内であることがほとんどである。通常、牝馬はこの段階においては横臥状態を維持する。</p> <p><b>ステージ3</b> :娩出から 1 時間以内に胎盤が排出される。</p>
<b>スワビング</b>	繁殖牝馬や種牡馬が感染症に罹患していないことを確認するために、繁殖シーズン前、繁殖シーズン中、および繁殖シーズン後に可能な範囲で繁殖牝馬や種牡馬の生殖器からサンプルを採取(スワブ)して研究室で検査を行うこと。
<b>あて馬(試情馬)</b>	繁殖牝馬が発情期にあり、種牡馬による種付行為を受け入れる状態にあるかどうかを判断するために試乗に供される牡馬。
<b>引き馬</b>	引き手のナスカンを無口頭絡に連結せずに 1 本の引き手を無口頭絡に通して、2 本で保持して実施する常歩運動。
<b>離乳</b>	母馬と子馬を引き離すこと。
<b>ゆう癖</b>	両前肢でその場を踏み換えながら、頭頸を左右に揺らす悪癖。
<b>ウインドサッキング(さく癖)</b>	クリブバイティングに類似した悪癖であり、馬が頸を曲げて気管に空気を吸い込むうが、物を噛まずに吸う点がクリブバイティングと異なる。
<b>さく癖防止バンド/ さく癖防止用口かご</b>	さく癖(ウインドサッキングあるいはクリブバイティング)を行うすべての馬に噛みつきを防止する管理が必要なわけではないが、馬の健康に悪影響を及ぼす場合(空気を胃内に吸い込むと、風気疝を引き起こしたり、柵や厩舎の扉の上部などの表面を習慣的に噛み続けると、歯が不均等に摩耗したりする)には、馬房内でのさく癖の頻度を減らすよう対策を講じる必要が生じることがある。さく癖防止バンドを頭・首の部分に装着することによって、ウインドサッキングあるいはクリブバイティングを抑制できることがある。さく癖防止バンドは革製のもので、どこかに引っかかった場合外れるつくりになっている必要がある。さく癖防止バンドは定期的に取り外して、皮膚をこする原因となるフケやゴミを取り除く必要がある。また、さく癖防止バンドを外した際には、褥瘡や擦傷がないか確認しなければならない。さく癖防止用口かごは、さく癖防止バンドの代替品として有効であるが、口や鼻孔に褥瘡や擦傷がないか確認するために頻繁に外す必要がある。

# 馬のアニマルウェルフェアを 考えよう

馬にも **幸せに生きる権利**があります。

馬は、私たちのパートナーであり、  
かけがえのない命です。

私たちは、馬の心と体の健康、  
自然な行動の尊重、そして安心できる環境を  
守る責任があります。全ての馬が、健やかに  
暮らせる未来のために、一人ひとりの理解と  
行動が大切です。



## 馬が健やかに暮らすための5つの条件



これらの条件を満たし、痛み・恐怖・苦痛がない状態を維持することが  
**アニマルウェルフェア(動物福祉)の実現**につながる

適切な管理により、馬が「生きる価値のある生活」を送れる環境を提供することが目標

## 生産牧場における馬の福祉

繁殖用馬や若駒を扱う生産牧場での  
飼養管理における福祉のポイント



馬の命とwelfareを守るために、  
私たち一人ひとりの**理解と行動**が未来を変えます。